

証明書等交付申請の際の注意事項

- 1 窓口に来られた方は、ご自身の本人確認書類の提示をお願いします。

◎ 個人番号カード ◎ 運転免許証 ◎ 旅券（パスポート）
◎ 障害者手帳 ◎ 在留カード ◎ 写真付き資格証明書

等、官公署が発行するものいずれか一つ（住民票は不可）

- 2 住民票上同一世帯の方が申請する場合は、一部の証明書を除き、証明が必要な方からの委任行為が必要です。

1 委任行為が無くても、住民票上同一世帯の方に交付できる証明書
所得・課税・控除証明書、納税証明書、
固定資産評価証明書、公課証明書、資産証明書

2 委任行為

証明が必要な方本人が、自筆で署名、押印した委任状
（印鑑は認印可、スタンプ印不可）

・ 町外で住民票上同一世帯の場合は、住民票等の提示を求めることがあります。

- 3 代理人が申請する場合は、証明が必要な方からの、委任行為が必要です。

（上記2の2参照）

証明が必要な方が法人の場合は、申請書に直接法人の印鑑を押印していただくか、法人の印鑑が押印された委任状をお持ちください。（印鑑に法人の名称の記載が無い場合、印鑑証明書の提示を求めることがあります。）

申請者が法人の代表者の場合は、商業・法人登記簿謄本の提示等により、代表者であることの確認ができれば、印鑑は必要ありません。

- 4 相続人の方が、亡くなられた方の証明書を申請する場合、戸籍謄本（抄本）等の提示を求めることがあります。

相続人の代理人の場合も同様です。

- 5 法令等の定めにより、関係する固定資産の証明書を申請する方は、それぞれ次の書類の提示が必要です。

◎ 賃借人・・・賃貸借契約書など
◎ 申立人・・・申立書の写しなど
◎ 破産管財人等・・・選任を証する書面など
◎ 競売落札人・・・代金納付期限通知書など

6 その他の注意事項

(1) 所得・課税・控除証明書

所得・課税・控除証明書は、その年の1月1日現在に住民登録のあった市区町村で発行されます。

所得についての申告がない場合、所得・課税・控除証明書は発行できません。

総務課税務係（又は税務署）で申告してください。申告後、証明書が発行できるようになるまで、数週間かかる場合があります。

(2) 納税証明書

概ね1週間以内に納められた税金がある場合、その領収証書の提示を求める場合があります。

(3) 固定資産関係の証明書及び閲覧

1月2日以降に登記完了された土地や家屋の証明書を申請する場合は、所有権移転や分筆等がわかる登記事項証明書等の提示を求めることがあります。

(4) 軽自動車税納税証明書

証明が必要な軽自動車の、車検証の提示を求めることがあります。

代理の方が申請される場合は、車検証を提示ください。

継続車検用の場合は、手数料無料ですが、以外の目的の場合は1通200円の手数料がかかります。

(5) 手数料

所得・課税・控除証明書、納税証明書、事業所所在証明書は、1通200円の手数料がかかります。

固定資産関係の証明書は、5筆ごとに200円の手数料がかかります。また、所有状況（共有者や持分等）の違いにより、別々に証明書が発行され、それぞれに手数料がかかります。

各種閲覧手数料は、1回あたり200円の手数料がかかります。

(6) 郵送請求について

申請書に必要事項を記入し、手数料（郵便小為替）及び返信用封筒（宛先を記入し切手を貼ったもの）並びに本人確認書類の写しを同封し、磐梯町役場総務課税務係へ郵送してください。

本人の住所地以外に証明書を送付する場合は、便箋やレポート用紙などで結構ですので、その住所へ送る理由を本人の直筆で書き、署名と押印をお願い致します。

(7) その他

名寄帳の交付は手数料無料ですが、10枚以上になる場合は1枚10円のコピー代がかかります。

町全図の購入される方は、申請書「11その他」の欄に記入してください。料金は以下のとおりとなります。

◎ 1/15, 000 150円

◎ 1/25, 000 310円

◎ 1/50, 000 50円

申請書「1～10」以外のものについては、申請書「11その他」の欄に記入してください。

(8) 虚偽申請について

虚偽申請がなされた場合は、法律により罰せられます。